

スリナム入国に際する注意喚起

現在、スリナムへの入国については、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、同国政府の特別許可を得た者のみ入国が許可されております。

また、スリナム政府は、現在日本との間で査証免除措置を一時停止しており、同国入国に際しては、査証の取得が必要になりますのでご注意ください。

同国の査証手続き(E-Visa)につきましては、詳しくは以下のHPをご確認下さい。

<https://suriname.vfsevisa.com/suriname/online/home/index>

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。